

産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会
IT 利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第 11 回）
議事要旨

日時：令和元年 6 月 21 日（金曜日）10：00～12：10

場所：経済産業省 本館 17 階 第 1 共用会議室

出席者

委員

松本座長、奥邨委員、角委員、後藤委員、角田委員、道垣内委員、早川委員

準則起草者

宮澤教授、森岡弁護士、村尾弁護士

オブザーバ

秋田法務省民事局付検事、上田経済産業省知的財産政策室室長補佐

事務局（情報経済課）

松田課長、安平課長補佐、羽深課長補佐

議題

1. 開会
2. 討議
 - (1) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂に向けた検討について
 - (2) 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の公表について
 - (3) デジタル時代のルールメイキングについて
3. 事務連絡
4. 閉会

議事概要

1. 開会

IT 利活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から、資料 2 を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

2. 討議

- (1) 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂に向けた検討について

事務局及び準則起草者から、資料 3-1 から資料 3-7 までを用いて、説明を行った。

- ・ 平成 31 年度は法改正研究会のみを開催し、不正競争防止法改正、著作権法改正等を踏まえた改訂案の作成のほか、令和 2 年 4 月に施行が予定されている民法（債権関係）改正を踏まえた改訂に向けての継続検討を実施してきた。

- ・ 民法（債権関係）改正を踏まえた改訂については、特に論点Ⅲ-5 と定型約款について改訂案を検討したほか、準則全体での記述に統一性をもたらせるための横串的な検討を実施した。
- ・ 不正競争防止法改正、著作権法改正等を踏まえた改訂版については、今夏に公開する予定。民法（債権関係）改正に向けた改訂版については、令和元年度も継続検討を実施し、草案の作成を進めていく予定。

これを受けて討議が行われ、委員から以下の意見が出された

不正競争防止法改正、著作権法改正を踏まえた改訂案について

- ・ 不正競争防止法における「限定提供データ」の要件に関する記載、著作権法におけるアクセスコントロールの回避等に関する措置に関する記載について、更に正確を期するべきではないか。

論点Ⅲ-5 について

- ・ （現在の取引実態に鑑み、主として BtoC におけるソフトウェアの売買を対象として記述するという改訂方針については、）中小企業においてユーザーごとにシステムに若干のカスタマイズを加えて提供するような取引も多く、請負についても何らか記述しておくニーズはあるのではないか。

定型約款について

- ・ 準則の影響力に鑑みると、踏み込んで解釈を示すことについては自制的な視点も持つておくべきではないか。
- ・ 「定型約款」が適用されるものとして異論の少ない例を採り上げつつ、考慮要素を挙げるなどしてその周辺の例にも配慮してはどうか。
- ・ BtoB 取引における「定型約款」の規定の適用については、適用の可能性があること自体はメッセージとして示したほうがよいのではないか。
- ・ 準則として公表する内容にどこまで記載するべきかということと、議論を尽くして様々な示唆を得るということは両立するのではないか。

(2) 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の公表について

事務局から、資料 4 を用いて説明を行った。

(3) デジタル時代のルールメイキングについて

事務局から、資料 5 を用いて説明を行い、討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- ・ プリンシプルベースでルールの方向性を打ち出すことについては応援したい。準則についても、解釈の固まったところだけを記載するのではなく、例えば AI スピ

ーカーの問題など、一定の議論を経てコンセンサスがとれる範囲を示すというカルチャーは維持してもよいのではないかと。

問合せ先

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639